議案第１５号

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年１２月５日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

匝瑳市国民健康保険税条例（平成１８年匝瑳市条例第９４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の６．５」を「１００分の７．５」に改める。

第５条中「２０，０００円」を「２５，０００円」に改める。

第６条第１号中「２５，０００円」を「３０，０００円」に改め、同条第２号中「１２，５００円」を「１５，０００円」に改め、同条第３号中「１８，７５０円」を「２２，５００円」に改める。

第７条中「１００分の２．５」を「１００分の２．７」に改める。

第８条中「１２，５００円」を「１４，０００円」に改める。

第９条中「１００分の１．３」を「１００分の１．８」に改める。

第１０条中「１２，５００円」を「１９，０００円」に改める。

第２２条第１項第１号ア中「１４，０００円」を「１７，５００円」に改め、同号イ（ア）中「１７，５００円」を「２１，０００円」に改め、同号イ（イ）中「８，７５０円」を「１０，５００円」に改め、同号イ（ウ）中「１３，１２５円」を「１５，７５０円」に改め、同号ウ中「８，７５０円」を「９，８００円」に改め、同号エ中「８，７５０円」を「１３，３００円」に改め、同条第２号ア中「１０，０００円」を「１２，５００円」に改め、同号イ（ア）中「１２，５００円」を「１５，０００円」に改め、同号イ（イ）中「６，２５０円」を「７，５００円」に改め、同号イ（ウ）中「９，３７５円」を「１１，２５０円」に改め、同号ウ中「６，２５０円」を「７，０００円」に改め、同号エ中「６，２５０円」を「９，５００円」に改め、同条第３号ア中「４，０００円」を「５，０００円」に改め、同号イ（ア）中「５，０００円」を「６，０００円」に改め、同号イ（イ）中「２，５００円」を「３，０００円」に改め、同号イ（ウ）中「３，７５０円」を「４，５００円」に改め、同号ウ中「２，５００円」を「２，８００円」に改め、同号エ中「２，５００円」を「３，８００円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，０００円」を「３，７５０円」に改め、同号イ中「５，００

０円」を「６，２５０円」に改め、同号ウ中「８，０００円」を「１０，０００円」に改め、同号エ中「１０，０００円」を「１２，５００円」に改め、同項第２号ア中「１，８７５円」を「２，１００円」に改め、同号イ中「３，１２５円」を「３，５００円」に改め、同号ウ中「５，０００円」を「５，６００円」に改め、同号エ中「６，２５０円」を「７，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の匝瑳市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（参考）

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
第１条・第２条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の７．５を乗じて算定する。 ２　略 第４条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２５，０００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第６条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第２２条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号及び第２２条第１項において同じ。）以外の世帯　３０，０００円 （２）　特定世帯　１５，０００円	第１条・第２条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の６．５を乗じて算定する。 ２　略 第４条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２０，０００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第６条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第２２条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号及び第２２条第１項において同じ。）以外の世帯　２５，０００円 （２）　特定世帯　１２，５００円

（３）　特定継続世帯　２２，５００円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第７条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．７を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第８条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１４，０００円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第９条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．８を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第１０条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１９，０００円とする。

第１１条～第２１条　略

（国民健康保険税の減額）

第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

（１）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有す

（３）　特定継続世帯　１８，７５０円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第７条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．５を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第８条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１２，５００円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第９条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．３を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第１０条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１２，５００円とする。

第１１条～第２１条　略

（国民健康保険税の減額）

第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

（１）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有す

る者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１７，５００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　２１，０００円

（イ）　特定世帯　１０，５００円

（ウ）　特定継続世帯　１５，７５０円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，８００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１３，３００円

（２）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者　１人につき３０万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１２，５００円

る者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１４，０００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１７，５００円

（イ）　特定世帯　８，７５０円

（ウ）　特定継続世帯　１３，１２５円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　８，７５０円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　８，７５０円

（２）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者　１人につき３０万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１０，０００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１５，０００円

（イ）　特定世帯　７，５００円

（ウ）　特定継続世帯　１１，２５０円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，０００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，５００円

（３）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５６万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　５，０００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６，０００円

（イ）　特定世帯　３，０００円

（ウ）　特定継続世帯　４，５００円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２，８００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　３，８００円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１２，５００円

（イ）　特定世帯　６，２５０円

（ウ）　特定継続世帯　９，３７５円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，２５０円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，２５０円

（３）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５６万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　４，０００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　５，０００円

（イ）　特定世帯　２，５００円

（ウ）　特定継続世帯　３，７５０円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２，５００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２，５００円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３

月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　３，７５０円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　６，２５０円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１０，０００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１２，５００円 （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　２，１００円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　３，５００円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　５，６００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　７，０００円 ３　略 以下　略	月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　３，０００円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　５，０００円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　８，０００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１０，０００円 （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　１，８７５円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　３，１２５円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　５，０００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，２５０円 ３　略 以下　略